

議員提出議案第 2 号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月21日提出

提出者 熊本県議会議員

藤川隆夫
城下広作

熊本県議会議長 小早川 宗 弘 様

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は長期に渡って全国各地で拡大し、様々な影響を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに、医療従事者や病床の不足が生じ、医療崩壊の危機に直面するという想定されなかった事態も発生した。

また、今後30年以内に、高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。東日本大震災や近年頻発している大規模災害では、道路などを塞ぐ災害廃棄物の撤去が思うように進まず、支援物資の輸送に遅れが発生し、被災した地方自治体の行政機能の停止も問題となった。

本県においても、平成28年の熊本地震、さらには令和2年7月豪雨災害がたて続けに発生し、甚大な被害を受け、多くの犠牲を払ってきたことは記憶に新しい。特に、7月豪雨においては、コロナ禍における初の大規模災害となり、避難所運営やボランティア確保など、複合的な困難に直面した。

近年は、本県にとどまらず、全国各地で毎年のように甚大な被害をもたらす大規模自然災害が発生している。我が国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし、今後、より重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地となりえる。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、国全体にとって喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、関連法規の見直し等による平時から緊急時のルールの切替え等について、国会における建設的かつ広範な議論を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
法務大臣	古川禎久様
厚生労働大臣	後藤茂之様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
防衛大臣	岸信夫様
内閣官房長官	松野博一様
内閣府特命担当大臣 (防 災)	二之湯 智 様